定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑰　（略）

４．第三面関係　（略）

第四十九号の三様式（第十条の四の五関係）（Ａ４）

指定申請書

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．第三面関係

①～⑤　（略）

⑥　６欄の「イ」は、敷地が、２以上の用途地域、建築基準法第52条第１項各号（第５号から第７号までを除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

⑦　（略）

⑧　６欄の「ハ」は、建築基準法第52条第１項各号（第５号から第７号までを除く。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該敷地について同法第57条の２第４項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率）の限度を記入してください。

⑨～⑰　（略）

第四十九号の七様式（第十条の四の八関係）（Ａ４）

指定取消申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　６欄の「イ」は、敷地が、２以上の用途地域、建築基準法第52条第１項各号（第５号から第７号までを除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

⑦　（略）

同条第13項の規定に基づき、「イ」⑴で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑰　（略）

４．第三面関係　（略）

第四十九号の三様式（第十条の四の五関係）（Ａ４）

指定申請書

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．第三面関係

①～⑤　（略）

⑥　６欄の「イ」は、敷地が、２以上の用途地域又は建築基準法第52条第１項各号（第５号及び第６号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

⑦　（略）

⑧　６欄の「ハ」は、建築基準法第52条第１項各号（第５号及び第６号を除く。）の規定によるそれぞれの建築物の容積率（当該敷地について同法第57条の２第４項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率）の限度を記入してください。

⑨～⑰　（略）

第四十九号の七様式（第十条の四の八関係）（Ａ４）

指定取消申請書

（略）

（注意）

１．・２．　（略）

３．第二面関係

①～⑤　（略）

⑥　６欄の「イ」は、敷地が、２以上の用途地域又は建築基準法第52条第１項各号（第５号及び第６号を除く。）に規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第１項第１号から第６号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地面積を記入してください。

⑦　（略）